

「輸入木材検疫要綱の運用基準」一部改正新旧対照表

改 正 後		現 行	
別表 1 (第 1 5 関係)		別表 1 (第 1 5 関係)	
消 毒 方 法	合 格 基 準 の 詳 細	消 毒 方 法	合 格 基 準 の 詳 細
(3) 薬剤散布	薬剤散布対象数量のうち輸入植物検疫規程別表第 1 に掲げる数量（同表に掲げる数量の下限が 2 0 0 本に満たない場合にあっては 2 0 0 本、薬剤散布対象数量が 2 0 0 本未満の場合にあっては全量。以下「確認数量」という。）について、掘取り又は木粉の排出状況等を点検し、害虫の生存が認められないこと。ただし、害虫生存材の数量が確認数量の 2 % 以内であるときは、薬剤散布対象数量の全量につき点検し、害虫生存材の薬剤散布を行わせ、当該材について害虫の生存が認められないこと。	(3) 薬剤散布	薬剤散布対象数量の 3 0 % 以上（その対象数量の 3 0 % が 2 0 0 本に満たない場合には 2 0 0 本、薬剤散布対象数量が 2 0 0 本未満の場合には、全量とする。以下「確認数量」という。）について掘取り又は木粉の排出状況等を点検し、害虫の生存が認められないこと。ただし、害虫生存材の数量が確認数量の 2 % 以内であるときは、薬剤散布対象数量の全量につき点検し、害虫生存材の薬剤散布を行わせ、当該材について害虫の生存が認められないこと。